

# しょう がく せい 小学生のための

# こう つう あん ぜん 交通安全



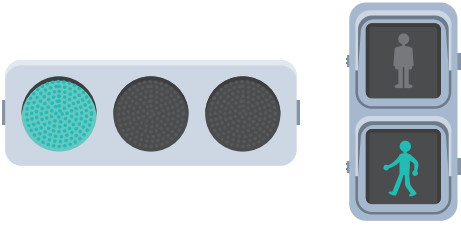

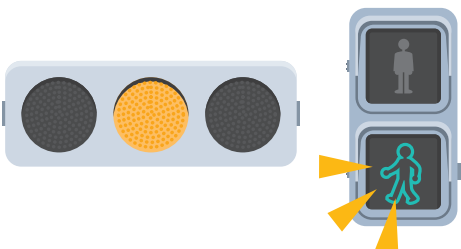

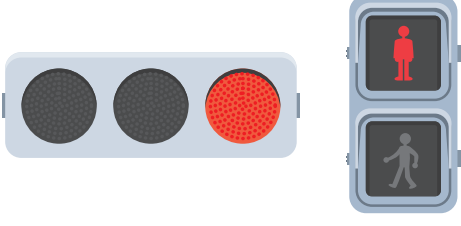

じてんしゃ の  
自転車に乗るときは  
まも  
守らなければならない  
ルールがあります  
ルールをまも  
守らなければ  
こうつうじこ  
交通事故にあって  
けが  
ケガをしたり  
いのち お  
命を落とすことがあります  
こうつうじこ  
交通事故にあわないために  
みんなで  
こうつうあんぜん  
交通安全について  
べんきょう  
勉強しましょう

もんだい  
問題

しんごう ただ みかた  
信号の正しい見方  
わかるかな？

(正解は3ページの下)

しんごう ただ いみ えら せん むす  
信号の正しい意味を選んで 線で結びましょう

 <p>1</p>	あ	 <p>わたりはじめては いけないという 合図だよ つぎの青まで 待とうね</p>
 <p>2</p>	い	 <p>わたっては いけないという 合図だよ 待つときは安全な ところで待とうね</p>
 <p>3</p>	う	 <p>注意してわたっても よいという合図だよ 右左をよく見て わたろうね</p>

しんごう まも  
信号はかならず 守りましょう



設問のアドバイス等

信号の色の正しい意味を、しっかり理解させましょう。特に、青信号は単に「進め」ではなく、「左右の安全を確認し、車や歩行者に注意しながら渡る」というように、具体的な場面を想定しながらアドバイスすることが大切です。

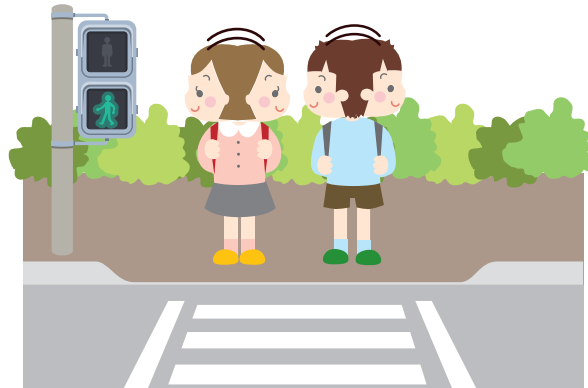
指導のポイント

信号の色の配列を正しく理解出来ているかは、必ずしも安全に不可欠な知識ではありませんが、正確に観察・記憶する必要性、大切さを気づかせてあげましょう。また、歩行者用信号機がある場合は、その信号に従うことや、青信号の点滅の意味、押しボタン式信号機の利用方法も正しく指導することが大切です。

# ある やくそく 歩くときのお約束



どうろ ある ほどう  
道路を歩くときは 歩道を  
ある  
歩きましょう  
ほどう どうろ みぎ はし  
歩道がない道路では 右の端を  
ある  
歩きましょう



どうろ  
道路をわたるときは  
しんごう あお  
信号が青でも わたるまえに  
いちどと みぎ ひだり みぎ  
一度止まって 右・左・右を  
たしかめて わたりました



しんごう おうだん ほどう  
信号のない横断歩道を わたるときは  
て はんどさいん くるま あいず  
手をあげ(ハンドサイン) 車に合図し  
くるま と  
車が止まってから わたり  
きもち つた  
ありがとうの気持ちを 伝えましょう



どうろ  
道路に きゅうにとびだすと  
くるま  
車にはねられる  
きけんがあるから  
ぜったいやめましょう

## 【歩行中の事故を防ぐ】

児童が、「横断中」に交通事故にあわないように次の「事故防止のポイント」に留意し指導してください。

- ・道路を横断する時は、突然飛び出さないように、「止まる・見る・待つ」を繰り返し教えてください。
- ・道路を横断する時は、左右をよく見て安全を確かめてから横断を始め、横断中も車や周囲の様子に気を付けることを繰り返し教えてください。
- ・横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道で横断することを教えてください。

指導者・  
保護者の方へ

小学生の  
事故を防ぐ

# じてんしゃのやくそく 自転車に乗るときのお約束

- じてんしゃの自転車に乗るときは **かならずヘルメットをかぶろう**
- ヘルメットは **大切な命を守ります**



ころ  
転んだときや ぶつかったときに  
ヘルメットは **頭を守ってくれるから**  
わす  
忘れずにかぶろうね!

指導者・  
保護者の方へ

小学生の  
事故を防ぐ

令和5年4月1日に、道路交通法の一部が改正され、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めるのはもちろんのこと、幼児用座席等で自転車に同乗する場合にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。保護者の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

# ほ どう 歩道では

- 自転車は 車の仲間なので 車道を走りますが  
普通自転車に乗る小学生は 特例で歩道を走ることができます
- 歩道では 歩いている人にぶつからないように ゆっくり  
いつでも止まれるスピードで走り 歩いている人が  
多いときは 自転車から降りて 自転車を押して 歩きましょう



ちゅうしゃじょう くるま で い ちゅう い  
駐車場からの 車の出入りに 注意しましょう！

指導者・  
保護者の方へ

小学生の  
事故を防ぐ

自転車で歩道を走行する時は、車道側をゆっくりと、いつでも停止できる速度で走行することで、コンビニやガソリンスタンド等の駐車場から出入りする車を早期に発見でき事故を回避できます。また、13歳未満の子どもは、特例で歩道を普通自転車で走行できますが、速度が速かったり、よそ見運転等をしていると歩行者に衝突し相手に怪我をさせてしまう恐れがあります。歩道では、歩行者の通行が優先であることをよく認識させ、歩行者にやさしい運転に努めるよう指導しましょう。

# 自転車じてんしゃで交差点こうさてんをわたるときは

- 信号しんごうが青あおでも 交差点こうさてんをわたるときは  
わたる前まえに曲まがってくる車くるまがないか右みぎと左ひだりをよく見みてから 気きをつけてわたりましょう



交差点こうさてんは 一番いちばん事故じこが起おきている場所ばしょです  
交差点こうさてんや曲がり角まがりかどに 近ちかづいたら  
かならず 一いち度ど止とまりましょう

指導者・  
保護者の方へ

小学生の  
事故を防ぐ

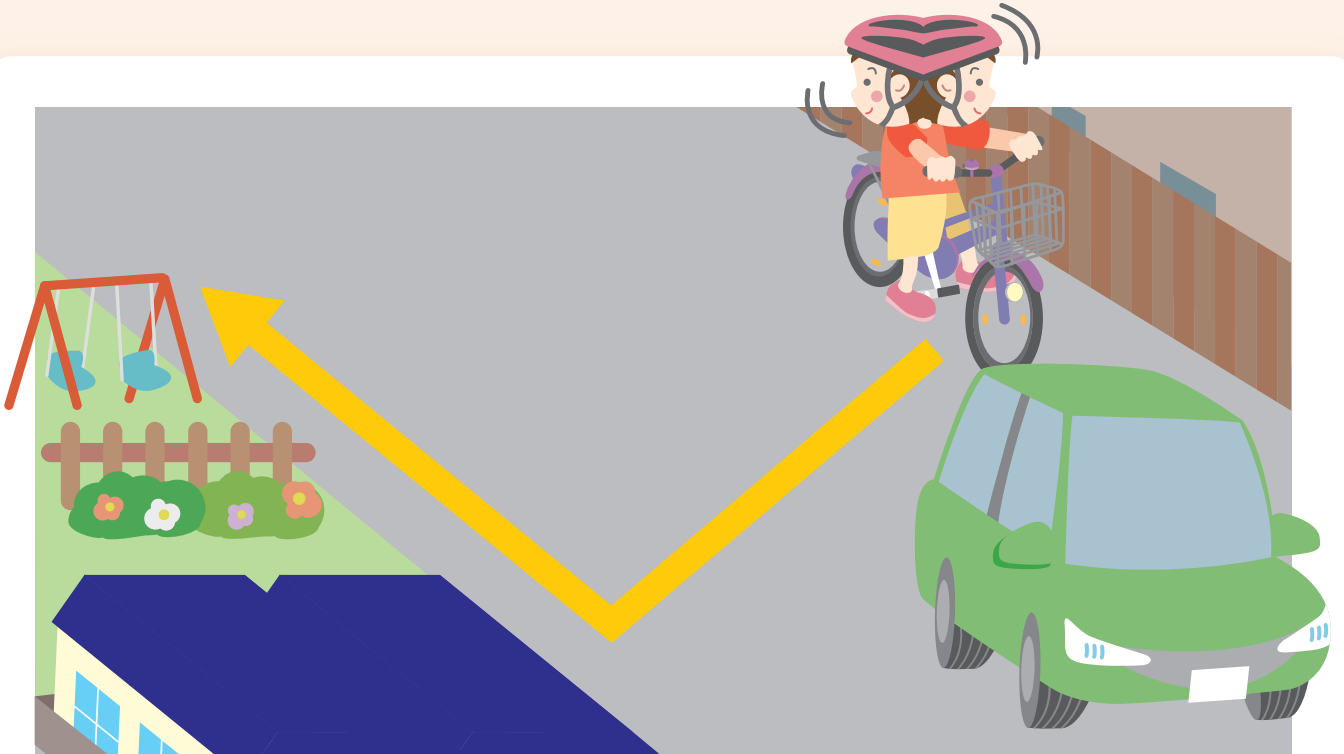
交差点は最も事故が発生している場所です。自転車で交差点を渡る場合は、信号がある交差点は信号に従って安全を確認してから通行します。道路標識等により、一時停止すべき場所では、必ず一時停止し、安全を確認してから渡ります。なお、その際、信号が青でも、交差点を渡る前に右左折してくる車がないか必ず左右を確認してから渡ります。自転車が車の死角（特にバスやトラック等の大型車）に入ってしまうドライバーから見えない場合があることを指導しましょう。

# 自転車じてんしゃで道路どうろをわたるときは

●自転車じてんしゃは道路どうろの左側ひだりがわを走りましよう

進路しんろをかえたり 横断おうだんするとき

かならず **一度いちどと止まり横断歩道おうだんほどうをわた**りましよう



横断歩道おうだんほどうがない道路どうろで 進路しんろをかえたり道路どうろを

横断おうだんするとき **一度いちどと止まって** 右みぎや左ひだり 前まえや後うしろを見て

近づちかいてくる人ひとや車くるまがないか **よくたしかめましよう**

**よくたしかめないでわたると 人ひとや車くるまに ぶつかるよ!**

指導者・  
保護者の方へ

小学生の  
事故を防ぐ

子どもを交通事故から守るためのポイントは、「子どもの目線で確認して教える」ことが大切です。

子どもは大人と比べて視野が狭く、目の高さが大きく違うので、大人では分かる危険に気づかないことがあります。

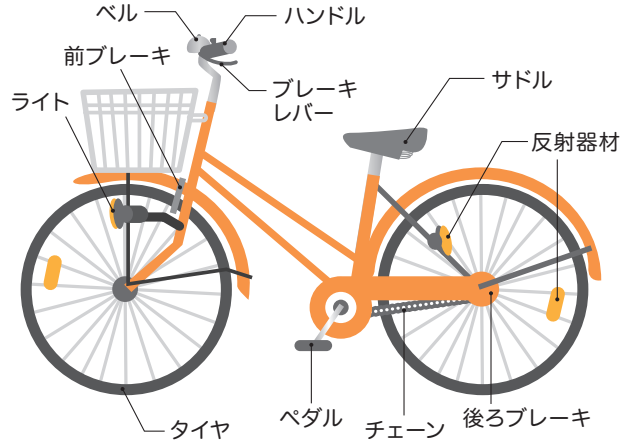
自転車で道路を渡る時は交通事故にあわないよう安全確認の大事さについて同行指導しましょう。

# 保護者の方へ 子どもと一緒に自転車を点検しましょう

## 自転車の点検

自転車は、常日頃から点検と手入れをし、  
万全の状態自転車で乗れるようにしておきましょう。

- サドル** グラグラしていないか、またがった時、両足のつま先が地面に着くか
- ハンドル** グラグラしていないか、曲がっていないか
- ブレーキ** 前後輪とも効くか
- タイヤ** 前後輪とも空気が十分入っているか
- 反射器材** リフレクター、サイクルピラス等が付いているか
- ライト** 点灯するか、汚れていないか
- ペダル** 曲がったり歪んでいないか
- ベル** きちんと鳴るか



## もしものための自転車損害賠償保険

自転車を運転し事故を起こした時に、高額な損害賠償を求められる場合があります。自転車利用者は、万が一交通事故を起こしてしまった場合に備え、自転車損害賠償保険に必ず加入しましょう。保険の種類は、①人にかける保険 ②自転車にかける保険があり、①には、自転車保険や自動車保険、傷害保険、PTAが取り扱っている賠償責任保険等があります。②には、自転車販売店で、自転車の点検整備を受けた際に付けるTSマークに付帯する傷害保険と賠償責任保険があります。

区分	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
	入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入院15日以上
第一種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	
第二種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円	一律 10万円
第三種 TSマーク	一律 5万円	一律 50万円	限度額 1億円	



第一種  
TSマーク  
(青マーク)



第二種  
TSマーク  
(赤マーク)



第三種  
TSマーク  
(緑マーク)

## 小学生の親に 高額な賠償判決

小学5年生の児童が運転する自転車が坂を下る途中で歩行者に衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故の裁判で、9,521万円の賠償金の支払いを児童の親に命ずる判決が言い渡されました。



## 反射器材を利用しましょう

自転車用反射器材用品 (サイクル (ホイール) リフレクター、サイクルピラス等) や反射材付きのヘルメットやウェア、リュック、シューズを着用しましょう。着用することで、車のヘッドライトを反射して、ドライバーや歩行者に自分の存在を知らせることができます。



令和8年3月作成

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二道通ビル6階

公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

(電話)011-221-6666



公式サイト